

京都市民設児童館等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内において児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である児童館又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を運営する団体等が、児童館・学童クラブ事業を実施する民間施設等の修繕等を実施するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付することについて、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 本市委託等事業 京都市児童館及び学童保育所条例第2条及び第4条に規定する事業のうち本市との委託契約（京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条に規定する協定を除く。以下同じ。）により実施する事業（京都市放課後ほっと広場事業実施要綱に基づき実施する放課後児童健全育成事業を除く）又は京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づき補助金の交付を受ける団体が実施する放課後児童健全育成事業
- (2) 民設児童館等 本市委託等事業を実施する民間施設等
- (3) 修繕等 外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事。衛生環境の改善を目的としたトイレ等の改修工事、手洗い場等の改修工事。トイレの男女別化（入口から男性用・女性用に分ける）・洋式化工事。一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備、冷暖房設備の工事。その他、特に必要と認められる上記に準ずる工事。

(補助対象事業者)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 本市委託等事業を運営する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 第3条に定める補助対象事業者が民設児童館等において、修繕等を実施するに当たって掛かる経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象外事業)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 本市委託等事業の利用者の処遇に関係のない事業
- (2) 事業実施に係る見積額が50万円未満の事業
- (3) 国、府及び本市における他の補助制度の対象となる事業

(補助金の額の算定方法)

第6条 補助金の額は、補助事業に要した額の2分の1以内(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)で、予算の範囲内で定める額とする。

2 補助金の額は1施設あたり100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 条例第9条に規定する申請は、京都市民設児童館等施設整備補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 施設の平面図
- (2) 現場の現況写真
- (3) 対象内容の施設整備に要する予定金額がわかるもの
- (4) 申請者に係る法人の定款又は団体規約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 申請者は、交付決定通知を受けるより前に、補助対象工事の実施に係る施工事業者との契約締結及び工事着手をしてはならない。

3 事業を行う法人等は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(標準処理期間)

第8条 市長は、別に定める申請期間の最終日から30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助対象工事の履行期間)

第9条 申請者は、当該年度の2月15日までに補助対象事業を完了し、3月15日までに第11条の規定に基づき実績の報告を行わなければならない。

(変更の申請又は中止等の届出)

第10条 申請者は、交付決定通知後、補助対象工事の内容を変更しようとするとき又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、京都市民設児童館等施設整備補助金変更承認申請書(第2号様式)に変更内容に関する書類を添えて、速やかに補助対象工事の変更の申請をしなければならない。ただし、次に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。

- (1) 工事種別ごとの交付予定額に変更を生じない工事内容及び当該費用の変更
 - (2) 工事施工者の変更
 - (3) 申請者の住所の変更
 - (4) その他市長が認めるもの
- 3 申請者は、補助対象工事を中止又は廃止しようとするときは、京都市民設児童館等施設整備補助金中止・廃止届出書（第3号様式）により、速やかに補助対象工事中止又は廃止の届出をしなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による申請又は第3項の規定による届出があった場合において、当該内容が適当であると認める場合は、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、事業完了後速やかに、京都市民設児童館等施設整備補助金実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 対象内容の施設整備に要した金額がわかるもの（契約書、領収書等）
- (2) 対象内容の工事の完了がわかるもの（写真等）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。